

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市相差町 2031 番地 10 有限会社マルミ商会 代表取締役 中世古 美善
工 事 名	鳥羽中央公園園路整備工事
工 事 場 所	鳥羽市 大明東町 地内
工 事 種 別	土木工事
変 更 工 事 概 要	園路整備 L=120m 基盤整備 敷地造成 N=1 式 植栽 植栽工 N=1 式 施設整備 電気設備工 N=1 式 園路広場整備工 N=1 式
当 初 契 約 年 月 日	令和5年5月8日
変 更 契 約 年 月 日	令和5年9月19日
当 初 工 事 期 間	令和5年5月8日 ～ 令和5年10月4日
変 更 後 工 事 期 間	令和5年5月8日 ～ 令和5年10月4日（元期限通り）
当 初 契 約 金 額	27,390,000 円（税込み）
変 更 金 額	3,360,500 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	30,750,500 円（税込み）
変 更 契 約 理 由	<p>当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。</p> <p>1) 施工段階において、園路動線に支障がある電柱等の移設について、関係機関と再協議を行ったところ、移設が困難であることが分かり、平面計画について再検討し、舗装、張芝等の位置や面積の一部を変更する必要が生じたため、数量等の変更を行うものである。</p> <p>2) 施工段階において、照明器具等の配置を再検討した結果、園路使用時の利便性等を考慮し、一部照明器具等の位置や数量の変更を行うものである。</p> <p>3) 現場清算により伐採本数、土量及び処分数量を変更するものである。</p>